

議事日程（第5号）

令和5年9月27日 午前9時開議

- 日程第1 第60号議案 神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第2 第62号議案 令和5年度神河町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第3 第64号議案 令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 第65号議案 令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 第66号議案 令和5年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 第73号議案 令和4年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第74号議案 令和4年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第75号議案 令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第76号議案 令和4年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第77号議案 令和4年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第78号議案 令和4年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第79号議案 令和4年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第80号議案 令和4年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第81号議案 令和4年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第82号議案 令和4年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第83号議案 令和4年度神河町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第84号議案 令和4年度神河町水道事業会計決算認定の件
- 第85号議案 令和4年度神河町下水道事業会計決算認定の件
- 第86号議案 令和4年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件
- 日程第7 議員派遣の件
- 日程第8 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 第60号議案 神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第2 第62号議案 令和5年度神河町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第3 第64号議案 令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 第65号議案 令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 第66号議案 令和5年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 第73号議案 令和4年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第74号議案 令和4年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第75号議案 令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第76号議案 令和4年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第77号議案 令和4年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第78号議案 令和4年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第79号議案 令和4年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第80号議案 令和4年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第81号議案 令和4年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第82号議案 令和4年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第83号議案 令和4年度神河町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第84号議案 令和4年度神河町水道事業会計決算認定の件
- 第85号議案 令和4年度神河町下水道事業会計決算認定の件
- 第86号議案 令和4年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件
- 追加日程第1 第88号議案 令和5年度神河町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議員派遣の件
- 日程第8 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

出席議員（11名）

1番	小島義次	7番	松岡宣彦
2番	木村秀幸	8番	藤森正晴
3番	澤田俊一	9番	藤原資広

4番 廣納良幸
5番 安部重助
6番 吉岡嘉宏

11番 栗原廣哉
12番 小寺俊輔

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 高内教男 主査 鶴野雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名宗悟	建設課長	野崎直規
副町長	前田義人	地籍課長	中野友純
教育長	入江多喜夫	上下水道課長	谷 和 人
総務課長	平岡万寿夫	健康福祉課長	藤原 栄 太
総務課参事兼財政特命参事	黒田勝樹	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	木村弘美
税務課長	長井千晴	会計管理者兼会計課長	北川由美
住民生活課長	平岡民雄	町参事兼病院副院長兼事務長	春名常洋
住民生活課参事兼防災特命参事	井出 博	病院総務課長兼施設課長	井上淳一朗
農林政策課長	前川穂積	教育課長兼給食センター所長	児島浩司
ひと・まち・みらい課長	石橋啓明	教育課参事兼社会教育特命参事	宮本公平
ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事	高橋吉治		

午前9時00分開議

○議長（小寺 俊輔君） 皆さん、おはようございます。それでは、再開します。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、第115回神河町議会定例会の第5日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、廣納良幸議員におかれましては、体調の都合により着座での発言、挙手をもって採決の意思表示を行うことを許可いたしておりますので、御了承願います。

議案の審議に入る前に、本日、議会開会前に議会運営委員会を開き、議事日程について協議いたしましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の安部です。令和5年9月定例会第3回目議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本日、本会議開会前に議会運営委員会を開催し、町長から提出されました第88号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算（第5号）の件について、審議の方法、議事日程について協議を行いましたので、その内容を報告いたします。

まず、審議の方法については、提案説明の後、質疑、討論を行い、表決をお願いすることとしています。

議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程（第5号の2）を本日の日程第6の審議の後に追加したいと思います。議員各位及び説明員の方々の御理解、御協力をお願いいたします。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。ただいま安部重助議会運営委員長から報告のあったとおり、第88号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算（第5号）を、議事日程（第5号）の日程第6が終わり次第、追加日程第1として日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第88号議案は、議事日程（第5号）の日程第6が終わり次第、追加日程第1として日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1 第60号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第1、第60号議案、神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

澤田俊一総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（澤田 俊一君） 皆さん、おはようございます。3番、総務文教常任委員会委員長の澤田です。それでは、第60号議案、神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件の審査報告をいたします。

9月4日の本会議において、総務文教常任委員会に審査を付託されました第60号議案につきまして、9月12日に委員会を開催し、行政成果、財源の確保、適正な事務執

行、負担の公平性、費用対効果といった観点から審査を行いました。質疑終結の後、討論はありませんでした。採決の結果、委員全員の賛成により、当委員会としては、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、5番の審査の内容報告であります。審査に入る前に、9月4日の本会議での質疑に答える形で追加説明がございました。追加説明の内容を申し上げます。

令和6年度に向けた新たな取組について、政策調整会議を行い、一定の内容がまとまった。1点目として、支給の公平性の観点から、神河町の宝物である子供たちの入学を町民全体でお祝いする意味を込めて、特に多額の費用が発生する小学校、中学校の入学時にそれぞれ3万円のお祝い金を支給したいと考えている。支給方法は、町内循環型の商品券やデジタル商品券、現金支給も視野に入れた最善の方法を検討したい。支給の基準日は、小学校、中学校が定める入学式の日とし、神河町在住で町内外の小学校、中学校及び特別支援学校に入学される方を支給対象と考えている。11月の総務文教常任委員会において、条例案を説明できるように進める。

2点目の説明として、中学生の自転車購入費については、本条例改正において費用負担の軽減を図りたい。

3点目、小学校児童の4キロメートル未満の通学方法については、引き続きよりよい在り方を総合的に考えながら検討を進めていきたいとのことであります。

次に、審査過程での質疑応答の要旨を報告します。

通学方法等について、どのような方法で意見聴取されているのか。PTA役員だけなのか。全児童、生徒の保護者からも意見聴取されているのかの問いに対しましては、具体的に個別の保護者から意見を聞いているというわけではない。学校や地域の方々、議会の意見を参考にして検討してきたとの回答でありました。

次に、声の大きい人だけの意見を聴取するのではなく、できるだけ多くの保護者から意見を聞いていただきたいとの問いに対して、今後はより多くの方々の意見を聞き、反映させていきたいとのことであります。

次に、自転車購入費等補助金の補正予算90万円の財源はの問いに対しましては、財源は一般財源で、財政調整基金を繰り入れた。子育て、学校、人口減少対策関係などの財源は、できる限り特定財源を確保したい。特定財源がなければ、今後も投資関係も考慮しながら財政調整基金を崩していくという考え方をしているとの回答でありました。

次に、追加説明があった内容についての質疑がございました。

小学校、中学校の入学時3万円のお祝い金について、小学校は6年間で3万円ということかの問いに対しましては、小学校、中学校の年数に関係なしに3万円と考えているとのことでした。

次に、中学校は3万円のお祝い金と自転車購入費支給が重複することになるのではの問いに対しましては、重複ではない。入学に際してのお祝い金と自転車購入費の支給は、一線を画しているとの回答でありました。

次に、幼稚園入園児のお祝い金はどうするのかの問いに対しましては、3歳から5歳児は、幼稚園、認定こども園、保育園など施設を選択できる。全ての方が幼稚園に入園するということではないので、対象外と考えているとのことでありました。

次に、こどもを健やかに生み育てる支援制度と併用する考えはないのかの問いに対しましては、こどもを健やかに生み育てる支援金については、第3子以降に対しての支給であり、全ての子供を対象とする入学お祝い金は新たに条例を制定したいと考えているとの回答でありました。

次に、自転車購入費支給について、自宅からバス停まで自転車を使用する場合も該当するとのことだが、その規定は明記されているのかの問いに対しましては、神河町立学校通学費等の支給に関する条例の別表において規定している。支給対象となるのは、越知区、福本区、猪篠区、栗区、湊区在住で、バス停留所まで自転車通学を認められた生徒であるとの回答でありました。

以上が質疑の主な内容です。なお、タブレットには会議録が記載されておりますので、御確認ください。

これで、第60号議案、神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定の件の審査報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第60号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第60号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第2 第62号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第2、第62号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

澤田俊一総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（澤田 俊一君） 3番、総務文教常任委員会委員長の澤田です。それでは、第62号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算（第4号）の審査報告をいたします。

本案についても、第60号議案と同様に審査を行いました。質疑終結の後、討論はありませんでした。採決の結果、委員全員の賛成により、当委員会としては、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、審査過程での質疑応答の要旨を報告します。

歳出であります。農林水産業費について。農業振興費の農業生産コスト低減緊急対策事業補助金について。補助金が交付されているスマート機械の主なものは何かの問いに対しましては、要望があった7件のスマート機械の主なものは、直進アシスト田植機、食味・収量センサー付コンバイン、農業用ドローンなどであるとのことでありました。

関連して、事前に要望を照会した7件の団体はの問いにつきましては、この事業の対象要件は、実質化された人・農地プランの中心経営体であること、農業法人、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織である。要望調査は、この要件に該当する組織、個人等に行っている。昨年度と同じ名称の事業と大きく違うのは、今年はスマート農機に限定されているところである。新たに要望があったのは、貝野区と中村区で、昨年引き続き要望があったのは、吉富区、加納区、柏尾区、大河区、南小田区の5地区である。

関連して、要望があったものは、この補正予算で全て対応できるのかの問いに対しましては、要望総額を補正予算に計上している。ただし、県事業なので、全てが採用になるかどうかは分からない。現時点で内報があったのは、昨年度要望がなかった貝野区、中村区の2地区のみである。あとの5地区については、今のところ内報がない状況であるとの回答でありました。

関連して、スマート農業などの支援策について、機械購入費に対して補助し、農家に提供したら農業が振興するわけでもない。根本的な話として、自立できる農業にしないといけない。県はどのような方向で農家を育成し、強力な基盤ができるように考えているのかの問いに対しましては、この事業の本来の趣旨は、スマート農業の農機等を導入することにより、機材費や燃料費の価格が高騰している状況の中でコスト低減が図れることである。スマート農業の機械を入れることで、一番コストが低減できるのは人力の部分であると考えている。コスト低減機械導入を支援して、経営への影響を緩和し、持続可能な経営体の確立を図るといのがこの事業の趣旨であるとの回答でした。

関連して、人の省力化にも限界がある。就農者も高齢により働くことができる期間も限界がある。機械だけでなく、農業経営や流通の関係にも力を入れていかなければ、中山間地域の農地保全や経営は成り立たないの問いに対しましては、大山地区で進めている地域計画の中でも、人手が足りない中で集積と言われてもどうするのかとの意見がある。データを見ると、高齢化率の高い集落ほどそのような意見がたくさん出てくる状況がある。現状のように、集落単位で考えていくには限界があり、地域として経営が持続

できるように考えていきたいとの回答でありました。

次に、商工費であります。観光振興費の需用費、リフト修繕料の内容はの問いに対しましては、峰山高原ホワイトピークの第2リフトの主動電動機の設備修繕である。令和4年3月に、JFEプラントエンジニアリング株式会社が点検を行った際に、軸受部分のオイルシールからグリスが漏れ出していた。その後も、引き続き現状確認と調査を実施し、7月に改めて、このまま使用するとベアリングの破損及び電子機器の異常を引き起こす可能性があるとの報告があったので、修繕費を計上した。このリフトは平成29年に稼働し、35年間使用することを前提として整備計画を立てており、令和6年度にオーバーホールを予定していた。しかし、例年予想を超える来場者があったことと、第2リフトの緊急停止が頻繁に起こったことにより、主動電動機に負荷がかかった結果の故障と考えている。修繕には約1か月半を要することから、12月中旬の営業開始に向け、早急に修繕を行う必要があるため補正予算計上したとの回答でありました。

関連して、リフトについては、設置してから毎年のように索道を詰めるなど多額の費用がかかっていると思う。令和5年度の当初予算でも、スキー場関係の設備のオーバーホールに約300万円が計上されていた。次の産業建設常任委員会に、リフト関係の定期的な修繕費と突発的に必要になった経費の一覧表を示してほしいとの問いに対しまして、リフトに限らず、全体的に重要な機器について一覧表を提出するとのことでありました。

次に、修繕費に関連して、年度当初に予算化されていた緊急修繕費が執行済みのため、補正予算が計上されたと思う。しかし、今回の補正ではリフトの修繕費しか計上されていない。緊急修繕費は、突発的な修繕に対応するためにあると思うが、年度後半に対する緊急修繕費を補正する考えはなかったのかの問いに対しましては、確かに、緊急修繕費は執行済みである。財政協議も行ったが、ない袖は振れない結果となった。今年の夏は、指定管理施設で落雷被害が多数発生しており、機器修繕のために緊急修繕費を多く執行している。当初予算の緊急的な部分については、自然災害は考慮していない。今後、修繕が必要な部分については追加で補正予算を提出させていただくとの回答でありました。

次に、砥峰高原自然交流館管理運営委託料の補正内容はの問いに対しましては、砥峰高原の屋外トイレの修繕に関する費用である。屋外トイレは、男性用、女性用、多目的のユニット3つがある。そのトイレユニットの中のオゾン発生機が稼働していないことが確認され、修繕を行うものである。業者がオゾン発生機を持ち帰って修理する間は、交流館内のトイレを利用させていただく。観光シーズンを迎えるので、利用者に不便をかけないように早急に修繕したいとの回答でありました。

次に、ヨーデルの森の屋根の設計業務委託料の具体的な内容はにつきまして、ヨーデルの森は、建物の老朽化が進んでおり、屋根の雨漏り及び外壁の亀裂が深刻化している。令和4年度に実施した現況調査及び屋根修繕工事基本設計を基に、農林業体験施設

(ベルク)と特産物試食施設(エーデルワイス)の修繕工事に向け、実施設計を行うものである。基本設計が令和5年3月に完了し、その後、協議を行っていたため、当初予算及び6月定例会での補正予算に間に合わず、今回の補正予算となったとの回答でありました。

次に、教育費であります。事務局費の新規事業であるコミュニティ・スクール事業の目的について、地域と一体となって特色ある学校づくりを進める。また、学校を核とした地域ネットワークとして、学校・家庭・地域が連携し、地域の課題解決につなげるとある。地域の課題解決の範囲は、教育関係のものと捉えていいのか。例えば、不登校、自殺対策、いじめ問題などの課題と捉えてよいかの問いに対しましては、コミュニティ・スクールは、各学校で学校運営協議会という組織を設立し、委員にそれぞれの地域の課題や学校の課題について議論をしていただくものである。地域の皆さんの意見を学校運営に反映させ、学校の様々な課題解決に参画いただく組織である。また、現在も学校評議員会やPTA組織で学校の課題について意見を聞いているが、コミュニティ・スクールは、学校運営について地域も一緒にやっていく、もう少し幅が広い組織である。学校教育をよくしていく側面と、地域の発展のために学校も地域の組織の一つとするような考え方である。不登校やいじめなどの学校の課題を地域の中で支えられるものがあれば、学校と一緒に解決していこうとするものであるとの回答でありました。

幼稚園費の施設整備工事請負費990万円について、長谷小学校の1室を幼稚園舎に改修すると理解しているが、工事の内容はの問いに対しましては、長谷小学校の被服室を幼稚園の保育ルームとして改修する。面積は63.51平米で、壁、天井、床を全て張り替えし、幼児用のトイレ、シャワー、手洗い、収納ベッド、エアコン、電気温水器を1室の中に全て収め整備する予定であるとの回答でありました。

社会教育総務費の町人権文化推進協議会補助金100万円について、人権事業に対する指定寄附金100万円を原資としているが、用途は決まっているのかの問いに対しましては、今のところ用途は決まっていない。人権教室などで使用できる教材や機材をと考えているが、人権文化推進協議会において決めていただくとの回答でありました。

以上が主な質疑の内容です。

なお、詳細については審査報告書を御覧ください。また、タブレットには会議録が記載されておりますので、併せて御確認ください。

これで、第62号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算(第4号)の審査報告を終わります。

○議長(小寺 俊輔君) 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

[質疑なし]

○議長(小寺 俊輔君) 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第62号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第62号議案は、原案のとおり可決しました。

○議長（小寺 俊輔君） 次の日程に入る前に、第64号議案、第65号議案、第66号議案の各議案について経過を説明します。

各議案については、9月4日の本会議において、町長から議案が上程され、提案説明があり、それぞれ質疑を行いました。先ほど第62号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算（第4号）が可決されましたので、各議案について討論と採決を行うものです。それでは、日程に戻ります。

日程第3 第64号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第3、第64号議案、令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第64号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第64号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第4 第65号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第4、第65号議案、令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第65号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第65号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第5 第66号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第5、第66号議案、令和5年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第66号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第66号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第6 第73号議案から第86号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第6、第73号議案から第86号議案までの14件の令和4年度各会計決算認定の件を一括議題とします。

委員長の審査報告に入る前に、9月7日の本会議で、澤田俊一議員から決算書194ページの表内のマイクロバスについて、管理場所、利用方法について質疑があり、平岡総務課長が回答されましたが、その回答内容に誤りがあったため訂正の申出がありました。ここで、発言の訂正をしていただきます。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。先般の本会議におきまして、令和4年度財産に関する調書に関する澤田議員の質問について誤った発言をしたことにつきまして、おわびを申し上げますとともに訂正をお願いいたします。

内容につきましては、マイクロバスの増減等につきまして、正しくは、増減マイナス1はあやめ号の廃車でありまして、令和4年6月に廃車をしております。現在の2台につきましては、1台はコミバスで、カーミンのラッピングをしています日野のポンチョで、平成30年12月の登録です。もう1台は、リラクシア管理の三菱ローザで、令和元年8月の登録です。なお、あじさい号につきましては、令和元年7月に廃車をしております。よろしく願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 訂正が終わりました。御了承願います。

それでは、14議案について、審査を付託しておりました決算特別委員会の審査報告を求めます。

栗原廣哉決算特別委員長。

○決算特別委員会委員長（栗原 廣哉君） 改めまして、おはようございます。決算特別委員会委員長の栗原でございます。それでは、決算特別委員会の審査内容を報告します。タブレットの審査報告書を御覧ください。

まず、審査の経過であります。去る9月7日の本会議において、当委員会に審査を付託されました第73号議案、令和4年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件から第86号議案、令和4年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件までの14会計の決算認定について、9月14日、議長と議会選出監査委員を除く9名の委員により審査をいたしました。審査に当たっては、議会が議決した予算が適正、妥当に執行され、町民の皆様が安全で安心して生活できるよう、かつ、さらなる福祉の向上につながっているかを評価し、その改善点を今年度の予算執行、次年度の予算編成に生かしていただくことを主眼に審査を行いました。

次に、審査の結果であります。第73号議案、令和4年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件については、質疑終結の後、藤森委員から反対討論がありました。採決の結果、賛成多数で当委員会として決算書のとおり認定することに決定しました。

なお、採決の後、藤森委員から、神河町議会基本条例第11条第7項の規定により、本会議においても反対の立場を取る旨の意思表示がありましたので、御理解を願います。

審査の結果に戻ります。第74号議案、令和4年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件から第86号議案、令和4年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件については、いずれも質疑終結の後、討論はなく、採決の結果、全会一致で当委員会として決算書のとおり認定することに決定いたしました。

それでは、続いて審査内容について、審査過程における主な質疑応答の要旨を報告します。なお、事業の内容そのものについて説明を求める趣旨の質問については、報告書への記載を割愛させていただきましたので、御了承ください。

第73号議案、令和4年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件。

まず、歳入であります。クエスチョン、不納欠損について、徴収計画を立てられているので、関係課と調整しながら進めていただきたい。その回答として、しっかり記録も取りながら、法律に基づいて適切に進める。

クエスチョン、財産運用収入の株式会社神崎フードの配当金は、何期分で、いつ頃収入したのか。アンサー、株式会社神崎フードの配当金は、令和3年度24期分で、令和4年6月8日に収入している。

クエスチョン、株式会社神崎フードの決算を報告されなかった理由は。アンサー、今年、株式会社神崎フードの決算を報告しなかったのは、地方自治法第243条の3に規定される町が2分の1以上出資している法人は、毎年、議会に書面で報告する義務がある。しかし、株式会社神崎フードについては、町の出資比率が49.7%で50%を切っており、法に基づく報告の義務はない。総務省の第三セクターに関する指針で、努力義務として、出資比率が50%を切っても、適宜議会に対して説明するように示され

ているので、今回の株式会社神崎フードの決算については、11月の常任委員会で決算内容を説明させていただく。

次に歳出です。総務費。クエスチョン、顧問弁護士委託料の契約内容は。アンサー、行政に関する全般的な法律相談や刑事事件の裁判全ての相談である。総務課だけではなく、他課からの相談にも十分に対応していただいている。

クエスチョン、現在、医師修学資金を受けている3名の方は、卒業後、当町へ勤務されるのか。アンサー、3名は在学中であり、確認はできていない。今まで、医師修学資金は、現在、在学中の3名を含む8名に貸与している。公立神崎総合病院へ就職いただいたが、1年勤務後、退職され、貸与した修学資金を返金していただいた方が1名。令和3年度に公立神崎総合病院で1年間勤務後、神戸大学医学部整形外科に入局中の方が1名。大学を卒業し、医師免許を取得され、他院で研修中の方が3名。そのうち1名が令和10年4月、公立神崎総合病院に入職予定、2名が令和11年4月に入職予定である。

クエスチョン、ふるさと納税推進事業で、神河町民が他市町に寄附された件数、寄附額、税の控除額は。アンサー、神河町民が令和4年度に他市町へ寄附された件数は349件、寄附金総額は2,003万200円で、個人町民税控除額は991万488円である。

クエスチョン、町としては1,000万円近くマイナスになっている。マイナス部分をできるだけ防ぐという納税意識を町民の方々に持っていただくことも大事だと思うが、何か考えはあるか。アンサー、町への寄附額が増えても、町民税控除、返礼品や諸経費等を差し引くと2,600万ほどの実利しかない。神河町に寄附をしていただく努力も大事だが、他市町へのふるさと納税による控除が町の税収減となることについてもお知らせしながら取り組みたいと考えている。

次に、企業誘致では何を積極的に進められたか。アンサー、令和4年度は大きな企業誘致にはつながっていないが、いろいろな企業と継続して話をしていきながら、神河町にとってどのような形の企業誘致がいいのかについて検討した。

クエスチョン、企業誘致は、人口減少対策、若者の移住定住につながると思うので、しっかり見えた形で取り組んでいただきたいが。アンサー、企業誘致と併せて、人口減少を食い止め、人を送り込むことも一つの事業になると思う。神河町と事業者がお互い発展できるような形、今後も継続して積極的に企業誘致を進めていく。

次に、民生費です。特殊詐欺等被害防止対策事業で、電話等での特殊詐欺の被害防止、効果や事例はあるのか。昨年、町内でも特殊詐欺電話がかかってきた事例が多くあり、町から防犯機能付電話の購入補助について防災行政無線やホームページでお知らせをし、対応したことで、防犯機能付電話の設置も進み十分効果があったと認識している。

民生児童協力委員の役割をどのように認識しているのか。また、次年度に向け、具体的な処遇改善を考えているのか。この回答に、民生児童協力委員は、民生委員と連携し、

高齢者の見守りなど民生委員の補助的な役割を担っていただいている。今現在年間を通して何の手当もないので、来年度に向け前向きに検討したい。

次に、衛生費であります。クエスチョン、健診の分析結果はどのような傾向か。アンサー、令和3年度は、がん検診の精検者が増加している。国保の受診者は、被保険者数の減少で全体的に受診者が減っている。生活習慣病については、糖尿病や高血圧、透析の方が増加傾向である。

クエスチョン、元気で長く寝込まずに暮らしていける方向で健康づくりができればいいと思うが、方策は。アンサー、健診費用に関しては、昨年度から後期高齢者の基本健診を無料としている。今年度も生活習慣病予防対策として、国保の被保険者は基本健診を無料。また、若い世代からの生活習慣の改善に向け、今年度から39歳以下の方の基本健診を無料としている。がん検診等は、節目年齢の方を無料としている。

次に、クエスチョン、水質検査の結果について、町長、担当課長は、調査結果データ等でいろいろ勉強され、積雪対策の融雪剤に含まれる塩カルが水生生物に直接的なダメージを与えるものではないと言われている。しかし、住民にはなかなか受け入れにくい部分もあるので、専門家の力を借りて、融雪剤の影響ではなく、神河町全体の山林の問題、川の問題であることを住民に伝えていくことも大事でないか。この回答は、御意見はしっかり受け止めて、今後どのように対応するか、執行部内で協議をしていきたいということです。

次に、農林水産費。クエスチョン、地籍調査で得られたデータの管理方法と活用方法はどのように考えているか。アンサー、データの管理は、地籍調査と圃場整備を地区ごとに実施しているので、地区ごとに管理している。データの活用については調査中であるが、各地区でどのように活用できるか研究し、区長会等で提案したい。

クエスチョン、農政、林政、町内の土地全部のデータがあるので、有効に活用できるよう早急に検討していただきたい。このアンサーとして、今までは、要望があればデータを提供するという受け身の体制であったが、今後はこちらからデータの提供ができるということを積極的に情報提供する。さらに、森林整備については、既に登記が完了したところから活用している。

次のクエスチョンで、獣害対策関係で、猟友会への支援はどのように行っているのか。アンサー、農林業後継者育成事業の中で、狩猟免許取得に係る費用の一部補助をしている。大型トラクター免許取得については上限を5万円として補助しているが、猟銃免許取得については、経費がかかるので、猟友会の補助は別枠10万円で行っている。

次に、商工費です。グリーンエコ笠形の体育施設に支払われている720万円の指定管理料は、従来から収益性のない施設で公益性を確保するためにグリーンエコ笠形本体ではなく体育施設の管理に支払われていると思うが、この解釈で間違いはないか。アンサー、その解釈で間違いはない。体育館、プール、グラウンド等の体育施設に係る人件費も含めて、維持管理費という捉え方で720万と設定している。

クエスチョン、体育施設で634万6,000円余りの黒字となっている一方、グリーンエコー笠形本体の決算では1,808万3,000円余りの赤字となっている。この630万円余りがグリーンエコー笠形本体に資金が流用されていると思うがどうか。アンサー、今後、資金の管理をどのようにされているのかについて確認する。

クエスチョン、グリーンエコー笠形の基本協定は、本体部分と体育施設部分が別々の協定として締結されている。本体には指定管理料は支払われないと明記しており、体育施設には720万を上限として指定管理料を支払うと明記している。会計区分の規定では、それぞれ独立した区分経理を行うと定めているが、指定管理者は理解されているのか。アンサー、資金の運用については確認が取れていないので、今後、ヒアリングの中で確認する。

クエスチョン、年度協定で、指定管理料は毎年見直すので、体育施設にそれだけ指定管理料が必要ないのであれば、当然、減額すべきではないか。実際に指定管理料720万円がどう使われたか事務方で調査し、その調査で不明な点があれば、町長が監査委員に監査を申し出ることできるが。アンサー、執行部で協議し、適切な処置を取らせていただく。

クエスチョン、最近、野球場周辺は草刈りをしているが、体育館周辺の草は伸び放題でごみもあり、受入れ体制ができていない。この施設でスポーツができるというイメージが全く湧かないが。アンサー、スポーツ施設にふさわしい衛生的な環境、建物内部も外部も適切に指導しアドバイスをしていく。

次に、土木費であります。クエスチョン、住宅管理費で436万円ほどの予備費充当があるが、当初予算計上ではなく、なぜ予備費充当されたのか。アンサー、若者住宅取得支援事業で住宅取得件数が年度途中に増えた。制度として、年度内完成が要件となっており、時期的に補正では対応が間に合わなかったので、予備費充当で対応した。

次に、クエスチョンとして、移住定住施策を行っているが、住民票を異動せずに町内に居住されている人が増えている。転入について区長と情報共有し、地区内の付き合いがうまくいくように何らかの手だてを早急に考えてもらえないか。アンサーとして、かみかわ移住定住サポートセンターと協議しながら、移住者が地区に入って居住を楽しんでいただける形も含め、対策を検討していく。

次に、消防費です。クエスチョン、防災無線が入りにくいので、基本的に何が障害なのか、地形的なことも踏まえて検討してほしいが。アンサー、防災無線が入りにくい状況があるエリアには、屋外にダイポールアンテナを設置するなどの対応をしているが、大嶽山から離れたエリアに関しては防災無線が入りにくいという話をよく聞く。町として、行政からのお知らせがしっかり届くような手段がないか検討している。

次に、教育費です。ひょうごがんばり学びタイム事業で活用されている堪能な地域人材は地元の方か。また、町内小学校を何人体制で対応され、どれくらいの授業支援がなされているか。アンサー、神河町在住の元英語科教師1名である。週2時間勤務で、町

内各小学校5、6年生の授業に入っている。

次に、公債費から財産に関する調書です。クエスチョン、有価証券で、株式会社神崎フード所有の830株について、510株は振興基金所有で、残りは町所有という形だが、財産的にも余裕があるので、510株を買い取り、全て町所有にしてはどうか。アンサー、決して財政的に余裕があるとは思っていない。今後の需要関係も含め、検討したい。

次に、総括質疑であります。クエスチョン、新型コロナウイルス感染症対策の臨時交付金、また、地方交付金がどのように活用され効果があったのか、検証された結果を総括的に教えてほしい。アンサー、総体的には感染対策、地方創生、新しい生活様式につながる事業ができたと思っている。ウクライナ情勢も含めた物価の価格高騰については、国から事業の推奨があり、物価対策、特に電気代の高騰対策に活用し、対応できたと思っている。総体的な成果としては、当初の目的にほぼ達する取組ができた。

次に、行政手続オンライン化システム改修事業に多額の臨時交付金を充当したことについての検証は。アンサー、特に行政手続オンラインに経費を充当したことについては、決して間違っていたとは思っていない。これからの時代はデジタル化なので、一定の効果があったと考えている。

次に、決算審査における監査委員の意見で、新たに付け加えられた団体補助金報告書については一定の統一したものを作成すること。特に各課の事務マニュアルを毎年の点検実施、PDCAサイクルを効果的に回し、事業の見直しや改善を図るため、事務事業進捗管理シートの活用の徹底を図りたいについての改善策は。アンサー、団体補助金報告書については一定の統一したものを作成することについては、担当部局を通じて統一した書類にしていく取組をしたいと思っている。今回、一番大きな示唆をいただいたと受け止めているのが、PDCAサイクルを効果的に回すということで、監査で事務事業進捗管理シートも見ていただいているが、議員からも御指摘をいただいている。振り返りや改善にしっかり書き込みをしていく。結果から、振り返りを新しいもの、効果のあるものに変えていくことをしっかり行うことによって、より効果的な事務事業になるというところを改めて指摘いただいた。この指摘をしっかり受け止めて、気持ちを入れて進めていく。

次に、神河将来ビジョン策定を委託されているが、各種計画策定など基本的な部分について、外注するのではなく、職員の力で考えていく思いはないのか。この回答として、直営できるものについては直営で行っていかないと、今後の財政運営は厳しい。特にコンサル任せになっている部分については、今後、財政的にメスを入れていく。

次に、地域自治協議会は、行政でしかできないこと、地域にお願いすること、地域と行政の協働について整理した上で取り組まなければならない。それができないまま進んでいるため、各地域で大きな混乱を招いているようだが。この回答として、まずはブロックごと、集落ごとの問題、課題を持ち寄るところから現在に至っている。地域自治協

議会とは何なのかという議論を常に持ち続けることが必要だと思っている。

クエスチョンとして、本会議を視聴されていた地域自治協議会の役員から、生活支援協議体は地域自治協議会と一緒に取り組んでもらった方がいいと発言していたが、現場の地域自治協議会は全然そんなふうには動いていないと連絡があったが。この回答として、実際にそういう声があったということは事実として受け止める。今後、よりよい地域自治協議会にできるよう最大限努力をさせていただく。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。

1名の委員から反対討論がありましたが、賛成討論はございませんでした。

第75号議案、令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件です。クエスチョン、監査委員から国民健康保険税の徴収率が非常に低いという指摘があったと思うが、徴収率が上がらない原因は。アンサー、一時的に国民健康保険に加入し転出された方や社会保険に加入された方の滞納が多くあり、納税相談ができなかったり、遠方に転出されて面談ができないことが徴収率が上がらない原因となっている。また、最近では被保険者数が年間100名ほど減少しており、調定額が減り、滞納が増えているため徴収率が低くなっている。

次の質問で、徴収率を上げる対策として、何か考えがあるか。アンサー、徴収強化と納付しやすい環境として、コンビニ納付やクレジット納付、スマホ決済納付のPR、また、転出や国保の資格喪失時に滞納がないか確認し納付をお願いするなど、住民生活課とも情報共有しながら取り組んでいきたい。

次に、第79号議案、令和4年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件です。クエスチョン、病院のレスパイトケアの仕組みと制度について。アンサー、ふだんは何とか在宅で過ごせる患者が、家族が行事や介護疲れ等の一時休息で介護できない場合、一時的に病院に入院されることである。

クエスチョン、神崎総合病院での利用実績は。アンサー、レスパイト入院利用者は年間11人だと思う。

次に、第83号議案、令和4年度神河町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定の件です。クエスチョンとして、特別会計で補助を活用して更新された市町設置型浄化槽6基、個人型浄化槽2基は、特別会計の事業として更新すれば、補助金が交付されるのか。また、令和5年度から下水道事業会計に移行しているのか。アンサー、補助金は特別会計で受け入れている。下水道事業会計に移行するのは令和6年度からである。

クエスチョン、今後10年間で約9割の浄化槽が耐用年数を迎えるが、更新に係る経費の財源確保をどのようにされているのか。また、更新計画は策定されているのか。アンサー、現在、更新計画は策定していない。随時、管理委託業者から浄化槽の状況について報告を受け、浄化槽機能に異常があるものから順次更新しており、今年は12基改修する。来年度、下水道事業会計に移行すれば企業債の借入れができるので、財源確保に努め、年間20基以上の更新を計画していきたい。

次に、第86号議案、令和4年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件です。クエスチョン、医業収益に占める給与費の割合が67.4%ということで、監査委員から抜本的な見直しが必要だと意見をいただいている。また、病院の役割を再認識し、地域の医療福祉の核となるような取組を期待すると同時に、計画的な経営改善の取組を望み、より信頼される組織づくりを期待すると意見をいただいている。信頼される病院ではなく、あえて組織づくりと言われていることについて、事務長としてどのようにお考えか。アンサー、当院と同規模の病院と比較して、当院は看護師数が1.1倍、事務員数が1.1倍、医療技術員が1.5倍、医師数が1.6倍であることが統計データとの比較から分かっている。現場では忙しいという認識であるが、やはり医療パフォーマンスが悪い。公的指標となっている比較対象の病院のイメージとどこが違うのかというところを考え、引き続き、意識改革に取り組む。また、ボトムアップ型の組織を立ち上げ、経営改善に取り組むこととしている。地域密着型多機能病院を目指し、慢性期よりもう少し実際に地域の患者さんが求められている医療を当院でカバーする実現性について検討する。さらに、外来機能の見直し、ベッドコントロールの見直しも行う。当院はコメディカル、薬剤や検査やリハビリという職種のパフォーマンスが高いと経営コンサルタントにより分析されており、コメディカルを牽引役とした仕組みづくりを目指す。また、当院の弱点である院内の取組や情報についての広報にも取り組む。病院としては、トップダウン機能も必要であり、院内でしっかりしたルールづくり、病院として、組織として、地域の患者さんのために動く仕組みづくりをトップダウンとしてつくりたいと考えている。引き続き、組織として改善していくことを意識して進めていく。

次に、この地域での持続可能な病院の経営の在り方、組織のつくり方について研究していただきたい、総合的に検討していただきたいがという質問に対して、医療は典型的な労働集約型の産業なので、人が命である。一番難しいのは医師の確保であり、いかにして持続的に職員を確保するかが課題である。現在、当院は、同規模病院の1.5倍の常勤医師が在籍するので、医師不足ではないが、平均年齢が59歳なので、数年後には多くの医師が退職される。今後、医師不足が深刻化するのは明らかなので、数年内に医師確保を始める必要がある。やはり、病院として魅力がないと医師や職員の確保は難しい。魅力ある病院をいかにつくり上げるかというところに焦点を当て、コンサルの支援も受けながら進めたい。

上記以外の特別会計・事業会計については、特筆すべき質疑はなく、討論もありませんでした。なお、詳細については審査報告書を御覧ください。タブレットには会議録が記載してあります。

これで、審査報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決をします。

まず、第73号議案、令和4年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。

反対討論のある方。

8番、藤森正晴議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。第73号議案、令和4年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件の反対討論をいたします。

収支決算については、監査委員さんからの報告があり問題はありません。また、前回決算のとき、監査委員さんから提出された7項目の意見書も一定の改善が見られたと評価されております。しかし、事業執行がいかになされるかであります。新型コロナが3年目に入り、一日も早い終息を願っての年度でありました。新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金による対応は、ほかの市町の状況を見ながらであり、町独自の取組はできなかった。マスコミ報道で町のイメージアップにつなげられなかった。政策が誠に残念であります。しかし、ワクチン接種はスムーズにいく対応があり、評価はしております。

粟賀小学校跡地整備事業についてであります。基本設計は、業者設計後に地域ワークショップ、町民の声を聞いてであり、これでよかったのでしょうか。これこそ行政と地域が協働して進める事業ではないのでしょうか。いよいよ工事が始まりますが、先々課題も多くあり、どう進めていくのか問題があります。

人口減少対策であります。若者世帯向けの補助事業はありますが、企業誘致は進んでいない。報告では積極的に取り組んだとありますが、何に取り組んだのか疑問を感じております。郡部周辺においても、神河町は企業が少ない、雇用先がないとの声が聞こえてまいります。これでは若者の定住移住は望めません。また、企業誘致事業の農産加工工場整備事業の山田地内建設予定のニンジンジュース工場は、事業者の都合で中止となりましたが、事業には行政は関与していないとはいえ、地権者や地域、農業関係の信頼を大きくなくしたことは問題であります。今後の企業誘致事業に支障が出るのではないかと懸念をしております。

町全体が目指す姿は、変わらない風景を未来の世代へであります。魅力ある景色に変えてもいいのではないのでしょうか。若者職員の出番を多くつくり、ともに「大好き！私たちの町 かみかわ」を共有し、魅力あるまちづくりを期待いたします。特に粟賀小学校跡地がどんな景色になるのか楽しみであります。

今回の決算特別委員会、通常は2日間で行われますが、1日で終わりました。事業執行がよかった。改善されたと受け止めてもらっては困ります。出された意見、要望等をしっかり受け止め、行政執行されることを申し入れ、反対討論といたします。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 次に、反対討論はございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第73号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立多数であります。よって、第73号議案は、認定することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。再開を10時30分とします。

午前10時09分休憩

午前10時30分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

次に、第74号議案、令和4年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第74号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第74号議案は、認定することに決定しました。

次に、第75号議案、令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第75号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第75号議案は、認定することに決定しました。

次に、第76号議案、令和4年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第76号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第76号議案は、認定することに決定しました。

次に、第77号議案、令和4年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第77号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第77号議案は、認定することに決定しました。

次に、第78号議案、令和4年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第78号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第78号議案は、認定することに決定しました。

次に、第79号議案、令和4年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第79号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第79号議案は、認定することに決定しました。

次に、第80号議案、令和4年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第80号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第80号議案は、認定することに決定しました。

次に、第81号議案、令和4年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第81号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第81号議案は、認定することに決定しました。

次に、第82号議案、令和4年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第82号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第82号議案は、認定することに決定しました。

次に、第83号議案、令和4年度神河町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第83号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第83号議案は、認定することに決定しました。

次に、第84号議案、令和4年度神河町水道事業会計決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第84号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第84号議案は、認定することに決定しました。

次に、第85号議案、令和4年度神河町下水道事業会計決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第85号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第85号議案は、認定することに決定しました。

次に、第86号議案、令和4年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第86号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案認定であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第86号議案は、認定することに決定しました。

追加日程第1 第88号議案

○議長（小寺 俊輔君） それでは、議事日程（第5号）の日程第6が終了しましたので、議事日程（第5号の2）の審議に入ります。

追加日程第1、第88号議案、令和5年度神河町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....
第88号議案 令和5年度神河町一般会計補正予算（第5号）
.....

○議長（小寺 俊輔君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 8 8 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 5 年度神河町一般会計補正予算（第 5 号）でございまして、補正予算（第 4 号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の要因は、8 月を中心に多発しました落雷による観光施設等の設備の故障でございます。歳入は、町有建物災害共済金受入金の増額、財源調整による財政調整基金繰入金の減額。歳出は、ヨーデルの森をはじめとする観光施設の設備修繕料の増額でございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,550 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 9,111 万 9,000 円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第 8 8 号議案の詳細につきまして御説明を申し上げます。

まず、7 ページの資料を御覧いただきたいと思います。落雷の発生日ごとにまとめた表でございます。左から、落雷の発生日、対象施設、修繕の名称、そして金額、備考を記載をいたしてございます。

まず、補正（5 号）といたしまして、落雷日の発生日が 4 月 3 日の月曜日でございますが、対象施設につきましては、峰山高原リゾートホワイトピークスキー場でございます。修繕の内容につきましては、ライブカメラの修繕ということでございます。金額は 61 万 6,000 円でございます。

続いて、8 月 21 日月曜日の落雷でございます。同じくスキー場でございます。索道の電源設備の修繕といたしまして、239 万 3,000 円でございます。

続いて、同じくスキー場で、降雪機、ナイター照明設備電源の修繕でございます。金額は 160 万円でございます。

続いて、砥峰自然交流館でございます。これもライブカメラの修繕でございます。59 万 2,000 円でございます。

続いて、8 月 23 日の水曜日発生の落雷でございます。施設は神崎農村公園ヨーデルの森でございます。空調設備の機器の修繕として、これ、2 回目になりますが、この金額が 858 万円でございます。

続いて、水道施設の制御盤の修繕ということで、423 万 5,000 円でございます。

続きまして、8月26日土曜日に発生しました落雷でございます。これも峰山高原ホテルリラクシアで、集中監視システムの修繕でございます。これが金額が18万2,000円でございます。

続いて、火災報知装置の受信機の修繕でございます。金額が440万円でございます。

続いて、新田ふるさと村で、深井戸ポンプの抑制盤の修繕でございます。290万4,000円でございます。

補正（5号）の4月3日から8月26日までの合計金額が2,550万2,000円で、これが歳出の補正額となります。

続きまして、当初予算（緊急修繕分）ということで掲載をいたしてございます。6月28日水曜日に落雷が発生しました。施設は神崎小学校、空調設備の修繕ということで、129万5,000円でございます。

続いて、7月27日木曜日の落雷でございます。神崎農村公園ヨーデルの森で、空調設備の機器修繕ということで、これが1回目の修繕になります。544万5,000円でございます。

8月26日土曜日、峰山高原のホテルリラクシアで、露天風呂のポンプの修繕ということでございます。金額が67万1,000円になります。

神崎小学校の129万5,000円につきましては、歳出の教育費の財源内訳で、一般財源から特定財源、災害共済金になりますが、の財源振替額があるというふうになります。

続いて、ヨーデルの森の544万5,000円とリラクシアの67万1,000円を合わせました額、611万6,000円につきましては、歳出の商工費の財源内訳で、一般財源から特定財源、これも災害共済金になりますが、への財源振替額になります。合計の741万1,000円と先ほどの2,550万2,000円とを合わせました額、3,291万3,000円が歳入の町有建物災害共済金受入金の補正額となります。

それでは、事項別明細書で御説明を申し上げます。6ページをお願いいたします。

歳入でございます。19款繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金741万1,000円で、今回の補正の財源調整のため減額するものでございます。補正後の残高見込みにつきまして申し上げます。16億3,956万4,000円でございます。

続いて、21款諸収入、5項雑入でございます。町有建物災害共済金受入金3,291万3,000円の増額でございます。内容につきましては、先ほど資料で御説明をさせていただいたとおりです。落雷による設備の故障修繕につきましては、全額、災害共済の対象となっております。

続きまして、歳出でございます。6款商工費、1項商工費、2目観光振興費、修繕料2,550万2,000円の増額でございます。財源内訳のうち、一般財源611万6,000円の減額につきましては、現計予算での対応分で災害共済受入金に財源振替をするものでございます。内容につきましては、先ほど資料で御説明したとおりでございます。

続いて、9款教育費、2項小学校費、1目小学校管理費、財源内訳、一般財源129万5,000円の減額は、現計予算での対応分でございます。神崎小学校の空調設備の修繕で、災害共済受入金に財源振替をするものでございます。内容につきましては、資料で御説明をさせていただいたとおりでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原資広議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。そしたら、2点ばかりお尋ねをいたします。諸収入で共済金の受入れが計上されてます。これ、もう落雷事故あってから1か月余りたってますんで、協議された結果、確定的な金額になってるのかということと。それと、2点目なんですけど、ヨーデルの森の落雷事故、7月27日と8月23日かな、あります。このヨーデルの森は、平成13年の開村で22年経過してます。気になったのは、第1回目の7月27日のこの空調機器と8月23日と同じ機械かどうか分かりませんが、1回目のいわゆる修繕費用よりもかなり上がってます。また、2回目につきましては、別の機械も落雷受けてます。ていうのは、いわゆるブレーカーも度々切れますと、やはりブレーカー自身の性能も悪くなって、切れが鈍って遅れるというような傾向があると思うんですけど、これ、ブレーカーの確認なり、点検、状態確認されているのか、そこだけちょっとお尋ねいたします。

○議長（小寺 俊輔君） それではまず、1点目の確定している金額かどうかということの。

黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、お答えをさせていただきます。私のほうからは1点目の共済金ですね、これが確定しているのかということでございます。

まず、緊急で当初予算の中で緊急修繕分ということで対応させていただいた分については、この金額は確定をしているということでございます。それから、今般、補正で上げさせていただく分については、事故報告をしております。その中で、概算で金額について報告を申し上げてるところでございます。今後、この議決をいただきまして、修繕が終われば、金額のほうも確定してくるということでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） そしたら、2点目について。

高橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ブレーカーが度々切れるということで、ブレーカーの確認をしてるのかっていうことでございますが、ブレーカーにつきましては一般家庭と同じ。ただ、その容量であったりとかいうところは

ございますが、夜中も稼働している機器等もございますので、例えば一旦、夜、閉園する折に切って帰るとかいうことはできません。一定の一般的なブレーカーの利用と同じっていうことでございます。ブレーカーの動作につきましては、当然、過充電とかあった場合についてはブレーカーが落ちるということでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。今言いましたのは、ブレーカーが度々いわゆる落ちてきますと、今度落雷あったときに、本来もっと早く切れなあかんの、ちょっと遅れて切れる。だから、余計にほかの機械に影響を与えると。今の業務用電気機器っていったらかなり、精密機械も入ってます。基盤もたくさん使われてます。やっぱり落ちますと、たくさん切れますんで、そこら辺のことも踏まえてね、やっぱりちょっと落ち過ぎてるんやったらブレーカー替えるなりしないと、また、ほかの機械に影響が広がりますんで、ブレーカー本当に正しく動くかどうか確認しとかなないと、被害拡大すると思うんですけど、それをお尋ねしたんですけど、どうでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課の高橋でございます。点検のほうはさせていただいております。落雷後につきましても、専門の業者さんのほうで点検のほうをさせていただいて、特にブレーカーについて、遅れて切れるということの御返事はいただいております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。議員さんの御質問のちょっと追加で補足をさせていただきたいというふうに思います。

今回のこの度重なる落雷による故障というふうなところで、その後、落雷の専門業者さんをお願いしまして、点検をさせていただきました。その結果、雷が落ちるシステム的には、落ちて故障に至る原因が3つほどあるということなんですけれども、一つは、直接雷が建物とか電柱に落ちて、そこから電気が入ってきて、それぞれの、例えばエアコンでしたらエアコンの機械に入っていくというのが一つ。それから、もう一つは、建物の近くの高いもの、木なんかに落ちた部分が電線から伝わって、また同じようにブレーカーも通して、それぞれの機械に入って故障する場合。それから、今回、3つ目の部分が、それぞれの施設に大きく影響した部分というふうに言われておりますけれども、逆流電雷サージということで、高い木とかどこかに落ちたものが地面を伝わってそれぞれの施設の機械に伝わっていくと。なので、ブレーカーを介さなくて、例えば下に埋め込んでおるものから、アースですね、アースの線から逆流をして機械に伝わると。それで機械が故障するというふうなパターンのこの3つがあるパターンなんですけれども、今回、私どものどの施設におきましても、一番最後の地面から伝わってアース等から機械に直接行くというふうな形で故障しているというふうなところが原因というふうになっておまして、ブレーカーについては、落ちたときにすぐに点検はさせていただいて

おります。

今後の対策につきましては、そういった部分についても今後対策していかなあかんやろというふうなところで、その事業者さんから提案をいただくというふうな予定になっておるといふところですか。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。今の石橋課長の答弁について、もう少し詳しく教えてほしいんですけども、これだけ一夏に集中して雷の被害が発生したっていうのは過去に例はないかと違うかなと思うんです。総額3,000万を超えるような被害が出てるといふことで、今、専門業者が点検されて、今後の対策について提案をいただくということなんですけども、根本的な対策がやっぱり必要やと思うんですね、これ、毎年こんなことがあったら困ると思うんで。根本的な対策っていうのがもう町として予算的にも可能なような状況のことなのか、その辺のところ、もう少し詳しく教えていただけませんか。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。

この根本的な解決というふうなところまでは、100%大丈夫かというふうなところでは絶対ないというふうなところなんですけれども、その専門業者さんに見てもらう限りでは、ある程度には解決につながっていくというふうなところで、どういったものをつけたらいいのかと、今現在、そういった機器がついてるのかというふうなところも点検をしていただく中では、今、現状ではそういった雷に関する機器の設置はないというふうなところでもあります。早急に機器設置をしていかなあかんというふうな思っておるところなんですけれども、金額的なところがまだ出てきてないというふうなところもありまして、できる限り早く処置をしたいというふうなところなんですけれども、最終につきましては協議をさせていただきながら、来年度当初のほうに予算、ある程度上げさせていただいて、措置をさせていただきたいというふうな思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

1番、小島義次議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。少しお尋ねします。雑入で3,200万余りですね、これは火災共済の受入金ということですけど、この金額に対して、多分共済の掛金が入ってると思うんですね。掛金はこれに対してどのぐらい掛けておられるのかちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 答えられますか。

平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。現在その資料はちょっと持ち合わせておりませんので、また、次回の機会を捉えまして御説明させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

1 番、小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） 小島です。後日で結構です。

それと、資料 7 ページの故障箇所対象施設とありますが、これは全て落雷によるものと理解しておきますが、これらを防ぐには、有効な手だてとしていわゆる避雷針ですね、それがあるんじゃないかと思いますが、この施設に対して避雷針がどの辺りに幾つあるかということは、これは把握されているでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課の高橋でございます。避雷針の数、また、場所についてでございます。ヨーデルの森につきましては、避雷針につきましては、国道よりも東側側に 1 つ設置がございます。そのほかにつきましては、申し訳ございません、少し把握できておりませんが、ヨーデルの森の分につきましてはの避雷針につきましては、以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1 番 小島 義次君） 1 番、小島です。私が聞いたところで、見たこともあるんですけども、例えばマンションのてっぺんに避雷針が 1 本あるんですけども、そこへ雷が落ちた瞬間を見たことあるんですけども、その避雷針というのは、いわゆる地面からの電流、雲からの電流ですね、それをうまくつなぎ合わせるための設備だと思うんですね。それが、峰山だったらより高いところにあるから、多分雲に近いところにあるということで、雷が落ちやすいというところで高く立っている、あるいはカメラの、電柱ですね、そんなものに落ちやすいというところで、避雷針があればかなり防げるんじゃないかということに思いますので、その辺り対策として、今後、こんなにたくさんの金額の被害がないような対策を少しの金額でやればもっと少なくて済むんじゃないかと思っておりますので、その辺りのまた対策をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課の高橋でございます。今おっしゃっていただいたことも含めまして、専門業者のほうと検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

3 番、澤田議員。

○議員（3 番 澤田 俊一君） 3 番、澤田です。もう 1 点教えてください。歳入の町有建物災害共済金の受入金のことについてです。緊急修繕で対応した分については額が確定してるという先ほど説明がありました。今後の分については事故報告をして、修繕

費が確定した時点で請求をしていくということなんですけども、この手続に必要な金額を確定するっていう書類は、例えば工事業者と町との契約書が証拠になるのか、どういう書類が証拠になるのか。例えばですよ、事業所がもう一旦立て替えてしまって、それを後から、町の財産ということで請求するということが可能なかどうか、それを教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡総務課長。

○総務課長（平岡万寿夫君） 総務課、平岡でございます。まず、落雷ですね。関係書類につきましては、落雷の箇所の写真とか、その当時の气象台が発表してた落雷のそういった状況の報告などを要は添付をするということとなっておりますので、そういった必要書類については提出をしていきたいというふうに考えております。

次に、2点目が、支払いにつきましては、まず、町が立て替えていうことで対応できるものというふうに認識はしております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 総務課長、澤田議員の質問は、緊急的に事業者さんが修理して立て替えられて、その後、この災害共済として申請は可能なかどうかという質問なので、その部分でお願いします。

黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。まず、1点目のところの何を根拠にと、金額の根拠は、基本的には契約と、それから出来高ですね。出来高が決まれば契約変更はやりますんで、その辺のところの基本の金額になります。

それから、先に業者さんが立て替えて、それから、どういふところが災害共済に該当するのかわかる御質問だったと思うんですけども、これについては、落雷等の災害ですね、これに起因するものであるというところの証明をつけてやれば、この部分についても対象というふうになってございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。何で2点目のこういう質問したかっていうと、やっぱりいろんな機器が故障しますと、各指定管理施設の営業収入に影響してくるわけですよ。町は予算主義ですから、予算がなければ執行できないわけで、仮に各指定管理者が自らの営業を確保するために早急に対応したい、町の予算を待てないということで、一時立替えのような形で、立替えというか、結局、指定管理者と業者が契約を行って、その契約をする段階では、例えば見積書を徴して、町としてもそのゴーサインを出していただいて、指定管理者が修繕費をまず先行すると。そういうことをやった後に、町の建物ですから、この共済の対象の手続になるのかどうかっていうことを確認したかったんですけども、それは可能なんであれば、可能でいいと思うんです。ですけども、契約書をつけるということであれば、町と事業者の契約書が必要になると思うんですね。町と修繕を行う事業者の契約書が必要になると思いますし、そういうことが可能なかどうかということとを教えてください。実は、例えば、次年度以

降の指定管理料でそれを補うとか、そういうことをやる。そういうことも今後、今回はこれ、できてないわけですけども、今後そういった手法も一度検討していただくということが安定的な営業につながるん違うかなと。実際、各事業所、過去にもグリーンエコーですとか、モンテ・ローザでお風呂が使えないということがありました。宿泊施設でお風呂が使えないというのはもう指定管理者にとっては物すごく影響するわけですね。それが回復するまでもすごい営業努力が要るわけですね。そういう意味で、そうしたら、その営業の補填はどうなるんかみたいなことも含めて、一度、今後、次年度以降に向けて指定管理施設の早急な修繕の仕方、仮に、町が必ず執行しなければならないのであれば、その営業に対する減収の補填の考え方。そういったことを一度、町としても考えをいただけないかなという趣旨で2点目の質問をしたところです。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。まず、おっしゃられるところについてはそのとおりでございます。特に観光施設ですね、おっしゃられるように、緊急に対応をしないと指定管理の影響等につながってくるということでございます。そこら辺のところになると、少し契約関係も含めて複雑なところもありますので、このこういったケースに迅速に対応できるような仕組みですね、そういったところについて、少し今後は研究をさせていただきたいというふうに思うところと、それから、町の事業については、予算がないと執行ができないといったところの縛りがございます。その辺のところについても、予算の置き方について、少しこういった自然災害も含めて緊急対応ができるような予算の置き方といたしますか、そこら辺についても検討したいなというふうに思っておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第88号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第88号議案は、原案のとおり可決しました。

議事日程（第5号の2）の審議が終わりましたので、議事日程（第5号）に戻ります。

日程第7 議員派遣の件

○議長（小寺 俊輔君） 日程第7、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第129条に伴う議員派遣について、お手元に配付のとおり議員派遣する予定となっています。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。別紙のとおり議員派遣することに決定しました。

日程第8 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

○議長（小寺 俊輔君） 日程第8、各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会、議会運営委員会の所管事務について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付されていますとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申出がございます。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。各常任委員長、議会運営委員長申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。今期定例会に付議された案件は全て議了しました。これで閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして、第115回神河町議会定例会を閉会します。

午前11時16分閉会

議長挨拶

○議長（小寺 俊輔君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今期定例会は9月4日に開会され、本日までの24日間の会期でありました。町長から提案されました議案は、令和4年度各会計決算認定や、最終日に追加提案された一般会計補正予算（第5号）などの計34件でありました。

一般会計補正予算（第4号）と神河町立学校通学費等の支給に関する条例の一部改正は総務文教常任委員会に、令和4年度各会計決算認定は決算特別委員会にそれぞれ付託し、いずれも精力的に審査をしていただきました。その御苦勞に対し厚くお礼申し上げます。

全議案とも、議員各位の終始極めて慎重なる審議によりまして、適正、妥当な結論が得られました。議員各位の御精励と御協力に対し、厚くお礼申し上げます。

また、一般質問には2名が登壇し、町政全般を執行機関にただし、議員自らの政策提言を行いました。町長はじめ執行部各位には、議案審議、一般質問に当たり、資料の提出、説明などに真摯なる態度で臨んでいただきましたこと深く敬意を表します。

審議の過程において、議員各位から述べられました意見等につきましては、今後の町政に十分反映され、さらに住みよい神河町の実現に向け、引き続き御尽力賜りますようお願い申し上げます。

さて、神河町議会では、住民の方々に開かれた議会、議会を知っていただく、興味を持っていただく取組など、議会改革の一環として、7月3日から4日にかけて宮城県の大和町と柴田町に議会運営委員会で行政視察に行っていました。両町は議会改革の先進地であり、町民と共に議会改革に取り組まれており、いろいろと勉強させていただきました。詳細は後日発行される議会だよりで報告させていただきますが、この行政視察で学んだことを活用し、神河町議会も議会改革の一步を踏み出してまいりますので御理解、御協力をお願いいたします。

また、今年度より政策提案のできる議会を目指して、各常任委員会では、政策提案に向けての委員間討議を始めました。町民に寄り添った議会として、町民目線での政策を提案し、令和6年度の予算に反映していただけるように立案してまいります。いずれにしても、住民全体の福祉向上と町政発展を目指し、神河町議会のさらなる議会力向上に向けての取組でありますので、皆様方には御協力をお願い申し上げます。

記録的な猛暑の中、始まりました今期定例会ですが、彼岸が過ぎ、ようやく秋の訪れを感じるようになりました。皆様方には体調に御留意され、住民福祉の向上と町政発展のためにますます御尽力賜りますよう御祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、第115回神河町議会定例会の閉会に当たりまして、御礼の御挨拶を申し上げます。

4日から始まりました9月定例会でしたが、慎重に御審議をしていただきました御苦労に対しまして心からの敬意と感謝を申し上げます。

今定例会には、条例改正、工事請負契約、令和5年度補正予算、令和4年度各会計決算認定ほか、上程いたしました案件につきまして真摯な御論議、御助言の中、承認可決、認定賜り、誠にありがとうございました。本会議あるいは決算特別委員会等では、新型コロナ対策、ふるさと納税、観光施設指定管理料、防災無線対策、地域創生、病院の健全経営、神河町粟賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設整備工事、企業誘致等々多くの御意見を頂戴しました。

また、一般質問では2名の議員より相続登記の啓発、人口減少対策として子育て支援

策強化、観光振興としての各事業所等連携強化、学校の指導用教材、公衆トイレ設置、公立神崎総合病院の業務改善などの御意見も頂戴しました。これらを真摯に受け止め、より一層の適正な行政運営、予算執行、あわせて、令和6年度予算編成につなげていく所存でございます。

その中で、特に神河町立学校通学費等の支給に関する条例改正では、懸案でありました中学生の通学用自転車購入費の一部支給につきまして、議員各位の御理解賜り、承認可決いただきましたこと、重ねて感謝申し上げます。早急に準備を進めて、本年4月に遡り執行させていただきます。

なお、中学入学時における通学や学校生活での子育て支援策については、既存の支援事業を含めた具体の取組につきましても、令和6年度に向けて議員各位と意見交換もさせていただきながら準備を進めてまいります。

また、神河町粟賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設整備工事につきましても、可決いただいた後、速やかに工事請負契約を締結し工事着手しておりまして、令和7年のオープンに向け全力を挙げる所存でございます。その中で、決算認定の討論で、粟賀小学校跡地活用についての事業計画の進め方につきましては、まずは、跡地活用の基本的ルールに基づき、当該小学校区の地域の皆様と行政で組織させていただいた検討委員会で丁寧な議論を交わしながら、基本構想を策定し、ブロック別町長懇談会、あるいは住民からの意見聴取もさせていただく中から基本計画を策定、あわせて、これまでの常任委員会はじめ、本会議の中で議員各位と意見交換させていただき、今日に至っているわけでございます。

公園・図書コミュニティ施設は、これまでも申し上げますとおり、神河町民はもとより、周辺地域の方々、老若男女が集える神河町のシンボルにとどまらず、このエリアのランドマークとなるような施設を目指し、神河町の地域創生の一翼を担う施設を目指し、しっかりと完成させてまいります。

あわせて、これまで企業版ふるさと納税制度を活用いただき、多くの企業様から多額の寄附をいただいておりますこと、この場をお借りしまして心からの感謝の意を表すものでございます。

次に、企業誘致でございますが、山田区でのニンジンジュース工場整備工事は、コロナ禍による業績悪化からの資金融資が受けられないことが事業中止の最大の要因でありまして、行政として直接的な補助はしないものの、立地に向けて、行政として地元調整や国への補助金の申請、そしてまた、そのほか様々な調整について全力で取り組んできたことを申し添えさせていただきます。

また、神河町における企業誘致は、この間、峰山高原スキー場をはじめ、製造業を中心に既存企業の生産ラインの増設、長谷駅前、柏尾地内の既存の工場建物を活用した企業の進出、大型物流倉庫、貸倉庫を活用したシイタケ菌床工場、学校跡地活用では、越知谷アグリビレッジはじめ、地域交流センター、川上小学校コオロギ養殖研究ラボ、空

き家活用した古民家カフェレストラン、企業支援による各種事業所の誕生など、企業誘致というのは様々な形でしっかりと進んでいることを、まずはそれぞれが確認すべきであると考えております。

神河町における議員の方々が思い描かれる企業誘致が進まない、この一番の問題は、働く側と企業側の働く内容のミスマッチではないかと言えます。事務系中心の企業誘致を進めることが若者の流出防止策と言えるわけですが、現実を捉えたときに、全てを神河町で賄う、いわゆる全てを神河町で完結させるというよりも、播磨を一つとした就業エリアと捉えたまちづくりが、私はベストな選択であり、神河町におけるこの仕組みは、昭和高度成長期から変わっていないと考えております。むしろ、先ほど申し上げましたこの間の状況から判断すれば、企業誘致は進んでいるのではないのでしょうか。

先日、アクリエひめじで開催されました総務省、兵庫県主催の全国市町村サミット2023 in兵庫の基調講演で、講師をされました中村神戸国際大学経済学部教授による官民連携による地方創生の講演では、人口減少、少子高齢化、若者流出という現状の中で、いかに雇用を生み出し、定住移住を進めるか、これは500人の大企業の誘致よりも5人の新規企業を100生み出そうでした。まさしく神河町の企業支援はそれに当てはまるわけでありまして、これからさらに新しい企業誘致を進めるためにも、大胆にインターネットをはじめとした情報環境整備をやり遂げなければならない政策と位置づけて、今後の政策展開をしてまいります。

さて、令和4年度決算における監査意見書では、令和3年度決算審査意見7項目について改善ができた。特に、各課収支見込み調書の精度向上と適正な資金運用については、高く評価をいただきました。引き続き7項目については、今後も常に留意して取り組むことと、新たな課題として、事業の見直し、改善、効率化を図るために、PDCAサイクルを活用した事務事業進捗管理シート活用の徹底についての御意見を頂戴しました。改めて、それぞれが常に意識をして予算執行に取り組むべき通年の課題であると認識して、町政運営に当たってまいります所存でございます。

結びに、彼岸も過ぎてようやく秋を感じる今日この頃でございます。10月1日には、第4回神河ヒルクライム、同日午後には、グリンデルホールにおいて南淡路市との連携事業として、淡路人形浄瑠璃公演、さらに、地域の秋祭りも再開に向けて準備がされています。そして、神河の山々は色とりどりに紅葉をし始め、砥峰高原のススキも太陽の光を浴びながら金波銀波に輝きを増してきます。同時に、多くの観光客でにぎわうことでしょう。その一方で、秋の深まりとともに朝夕の寒暖の差も激しくなっております。議員各位には健康管理十分にさせていただきますとともに、引き続き、町政運営に御支援、御指導を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たりましての御礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

午前11時30分